

【重要】収入証紙の廃止に伴い、建設業関係の手数料納入方法が変わります。

島根県収入証紙は令和8年3月末で廃止（販売終了）となります。

今後は、以下の方法で手数料を納付いただくことになります。

なお、収入証紙の使用期限は令和8年9月末まで、還付期限は令和13年3月末までとなっています。

○手数料の納付方法

「○」又は「△」と記載のある方法が納付可能です。今後は是非、すぐに申請できるオンライン納付をご利用ください。

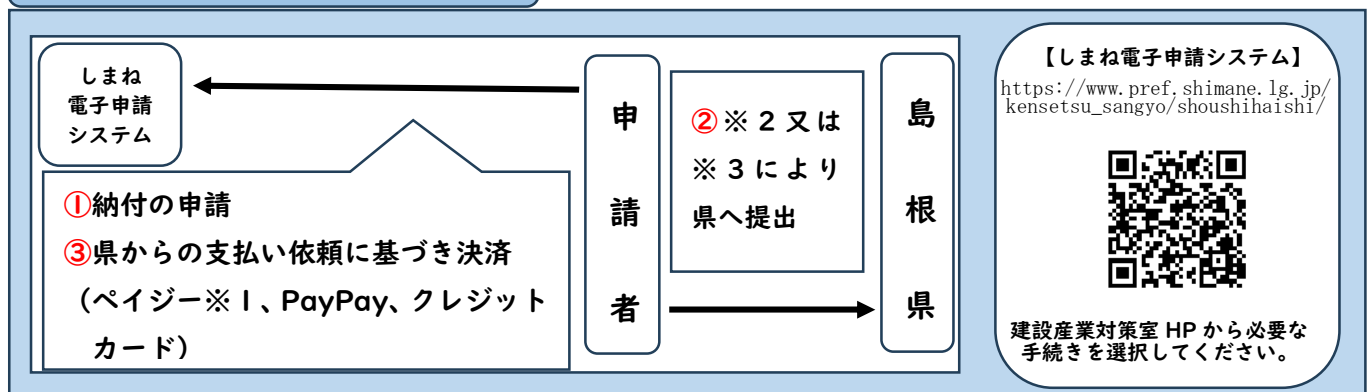
なお、令和8年10月以降、オンライン納付が利用できない場合は、島根県土木部土木総務課建設産業対策室へご相談ください。

	令和7年10月～ 令和8年3月末	令和8年4月～ 9月末	令和8年10月 以降
オンライン納付	○	○	○
島根県収入証紙	○	△※1, 2	×

※1 令和8年3月31日までに購入された収入証紙は、9月30日までは使用することが出来ますが、9月30日までに県へ書類が到着する必要があります。（令和8年10月1日以降到着分については、収入証紙をお返しします。）

※2 経営事項審査につきまして、令和8年10月審査分からはオンライン納付でお願いします。

○オンライン納付の手順



※1 ペイジーは、インターネットバンキング又はATMで納付できます。

※2 建設業許可や経営事項審査等の申請を書面で行う場合、申請内容画面を印刷し、各手続きの申請書に添付してください。

※3 建設業許可または経営事項審査の申請をJCIPで行う場合、申請内容画面をPDFデータ化し、「その他添付ファイル」欄に添付してください。

【お問い合わせ】

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 ☎0852-22-5185